【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年11月12日現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K004-00	311002510	歯科麻酔管理料２	5	通則加算グループ	A075	0000	【令和8年6月診療分から適用】
M002-00	313002720	支台築造（１歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	137.00	157.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M002-00	313002820	支台築造（１歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（小臼歯・前歯））	5	新又は現点数／点数等	85.00	98.00	〃
M010-00	313010920	金属歯冠修復（１個につき）（１４カラット金合金（インレー（複雑なもの））	5	新又は現点数／点数等	2401.00	2543.00	〃
M010-00	313011020	金属歯冠修復（１個につき）（１４カラット金合金（４分の３冠））	5	新又は現点数／点数等	3001.00	3177.00	〃
M010-00	313011120	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（大臼歯（インレー（単純なもの）））	5	新又は現点数／点数等	589.00	629.00	〃
M010-00	313011220	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（大臼歯（インレー（複雑なもの）））	5	新又は現点数／点数等	1089.00	1163.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（大臼歯（５分の４冠））	5	新又は現点数／点数等	1371.00	1463.00	〃
M010-00	313011420	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（大臼歯（全部金属冠））	5	新又は現点数／点数等	1725.00	1842.00	〃
M010-00	313011520	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯・前歯（インレー（単純なもの）））	5	新又は現点数／点数等	401.00	428.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011620	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数／点数等	797.00	851.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011720	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯・前歯（４分の３冠）））	5	新又は現点数／点数等	985.00	1052.00	〃
M010-00	313011820	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯・前歯（５分の４冠）））	5	新又は現点数／点数等	985.00	1052.00	〃
M010-00	313011920	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数／点数等	1235.00	1318.00	〃
M010-00	313012920	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（大臼歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数／点数等	43.00	47.00	〃
M010-00	313013020	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（大臼歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数／点数等	75.00	83.00	〃
M010-00	313013120	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（大臼歯（５分の４冠）））	5	新又は現点数／点数等	97.00	107.00	〃
M010-00	313013220	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（大臼歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数／点数等	119.00	132.00	〃
M010-00	313013320	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数／点数等	27.00	30.00	〃
M010-00	313013420	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数／点数等	56.00	61.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313013520	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（４分の３冠（乳歯を除く。））））	5	新又は現点数／点数等	68.00	76.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313013620	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（５分の４冠（乳歯を除く。））））	5	新又は現点数／点数等	68.00	76.00	〃
M010-00	313013720	金属歯冠修復（１個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数／点数等	87.00	97.00	〃
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）を用いた場合）	5	新又は現点数／点数等	1538.00	1642.00	〃
M011-00	313014320	レジン前装金属冠（１歯につき）（銀合金を用いた場合）	5	新又は現点数／点数等	192.00	213.00	〃
M017-00	313015720	ポンティック（１歯につき）（鋳造ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1985.00	2120.00	〃
M017-00	313015820	ポンティック（１歯につき）（鋳造ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1495.00	1597.00	〃
M017-00	313015920	ポンティック（１歯につき）（鋳造ポンティック（銀合金（大臼歯・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	91.00	100.00	〃
M017-00	313016420	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上）を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数／点数等	1193.00	1274.00	〃
M017-00	313016520	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数／点数等	116.00	128.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313018420	鋳造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤（大・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	3154.00	3337.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313018520	鋳造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤（犬歯・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	2566.00	2715.00	〃
M020-00	313018620	鋳造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	2566.00	2715.00	〃
M020-00	313018720	鋳造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1970.00	2085.00	〃
M020-00	313018820	鋳造鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯）））	5	新又は現点数／点数等	1517.00	1605.00	〃
M020-00	313018920	鋳造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（双子鉤（大・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1588.00	1695.00	〃
M020-00	313019020	鋳造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（双子鉤（犬歯・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1242.00	1326.00	〃
M020-00	313019120	鋳造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1090.00	1164.00	〃
M020-00	313019220	鋳造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	948.00	1012.00	〃
M020-00	313019320	鋳造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯）））	5	新又は現点数／点数等	879.00	939.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M021-00	313019920	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤））	5	新又は現点数／点数等	1475.00	1561.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M021-00	313020020	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）））	5	新又は現点数／点数等	1140.00	1206.00	〃
M023-00	313020620	大連結子（１個につき）（鋳造バー（金銀パラジウム合金（金１２％以上））	5	新又は現点数／点数等	2545.00	2718.00	〃
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（１個につき）（鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数／点数等	440.00	469.00	〃
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（１個につき）（鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	474.00	506.00	〃
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（１個につき）（鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	545.00	582.00	〃
M017-00	313031920	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上）を用いた場合（小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1495.00	1597.00	〃
M017-00	313032020	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上）を用いた場合（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1985.00	2120.00	〃
M017-00	313032120	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金を用いた場合（小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	116.00	128.00	〃
M017-00	313032220	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金を用いた場合（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	116.00	128.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-03	313037020	接着冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（前歯）	5	新又は現点数／点数等	985.00	1052.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-03	313037120	接着冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小臼歯）	5	新又は現点数／点数等	985.00	1052.00	〃
M010-03	313037220	接着冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	1371.00	1463.00	〃
M010-03	313037320	接着冠（１歯につき）（銀合金）（前歯）	5	新又は現点数／点数等	68.00	76.00	〃
M010-03	313037420	接着冠（１歯につき）（銀合金）（小臼歯）	5	新又は現点数／点数等	68.00	76.00	〃
M010-03	313037520	接着冠（１歯につき）（銀合金）（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	97.00	107.00	〃
M010-04	313037620	根面被覆（１歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	589.00	629.00	〃
M010-04	313037720	根面被覆（１歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	401.00	428.00	〃
M010-04	313037820	根面被覆（１歯につき）（根面板によるもの）（銀合金）（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	43.00	47.00	〃
M010-04	313037920	根面被覆（１歯につき）（根面板によるもの）（銀合金）（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	27.00	30.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M021-03	313038720	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	1089.00	1163.00	【令和8年12月診療分から適用】 令和8年10月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M021-03	313038820	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	797.00	851.00	〃
M021-03	313038920	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（銀合金）（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	75.00	83.00	〃
M021-03	313039020	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（銀合金）（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	56.00	61.00	〃

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年11月12日現在）

【基本・通則加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・通則加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	A075	AK001	311000690	乳幼児加算（全身麻酔以外）（麻酔）	01	新　　設			【令和8年6月診療分から適用】
3	A075	AK002	311000790	歯科診療特別対応加算（麻酔）	01	新　　設			〃